

平成29年土幌町議会第4回定例会会議録

1 議事日程第2号 12月12日(火曜日)午前10時開会

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
日程番号2 一般質問
- 1 清水 秀雄 議員
生活困窮者への滞納処分等について
 - 2 大西 米明 議員
第7期介護保険料について

2 出席議員(12名)

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
6番 清水 秀雄	7番 飯島 勝	8番 出村 寛	9番 森本 真隆
10番 大西 米明	11番 加藤 宏一	12番 中村 貢	13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	代表監査委員	佐藤 宣光
----	-------	--------	-------

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	会計管理者	三島 重浩
町民課長	辻 亨	保健福祉課長	高木 康弘
産業振興課長	亀野 倫生	地方創生担当課長	石垣 好典
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
建設課技術長	田中 敏博	子ども課長	金森 秀文
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝
特老施設長	矢野 秀樹		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	藤村 延
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	上野 清子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	細野 幸彦
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	加納議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
2		<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、河口和吉議員及び6番、清水秀雄議員を指名いたします。</p>
		<p>日程第2、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、清水秀雄議員。</p>
清水議員	<p>おはようございます。私は、町長に質問をいたします。 生活困窮者への滞納処分等について伺いをいたします。高過ぎる国保税が払えずに生活困窮に陥った場合、国税徴収法の要件に合致すれば執行停止できることを国税庁が明確にしています。さらに、滞納処分の執行によってその生活を著しく急迫させるおそれのあるときは、執行を停止することができるとしています。</p>	
加納議長 小林町長	<p>1つ、本町においてそれに該当する滞納者がいないか調査し、対処すること、2つ、国税、住民税、社会保険料を差し引いた場合、生活を著しく窮迫させる住民がいないか確認すること、以上2点について町長の所見を伺います。</p> <p>答弁を求めます。町長、登壇願います。 それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。</p> <p>まず、1点目の質問についてお答えをさせていただきたいと思いません。滞納処分の執行停止についてであります。清水議員の質問のとおり国税徴収法第153条第1項第2号に滞納処分することによって生活を著しく逼迫させるおそれがあるときは執行を停止できるところと規定されているところであります。また、地方税法第15条の7第1項第2号に同じ規定がされており、本町においてもこの規定に基づき滞納処分の執行停止を進めているところであります。その運用については滞納者の納税相談により生活状況等を聞き取り、個々の滞納者の財産や収入等を調査した上で国税徴収法や国税徴収基本通達等に照らし担税能力がないと認められる場合において執行停止するものであります。平成26年から28年度までで15名が該当となっているところであります。</p>	

第2件目の質問であります。個々の国税や社会保険について把握することができず、国等からも生活を著しく逼迫すると判断するための基準等が示されていないことから、町が調査をして確認することは難しい状況であります。したがって、納税に困った場合においては役場担当に納税相談をされるよう周知の徹底をしてまいりたいと存じます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長から答弁をいただきました。それで、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれのあるときという表現をしているわけですが、その基準となるものは生活保護基準だというふうに明確に言っております。それで、土幌町の場合、生活保護基準というのはどこにあるかと。どれぐらいの金額になるのですかということ、福祉課でちょっとお聞きをしているのですが、なかなか明確になってきません。というのもそれぞれ家庭によって、ここで町長の答弁の中にもありますが、さまざまな要素がありますから、単純にこの金額ですというのを示すことは難しいというふうに言っているのですが、それでは住民は何をもって判断するかということになります。ですから、住民が自分はここでいうところの窮迫状況になるのだという基準というのは自分の生活そのものを見ればもちろんわかるわけでしょうけれども、そういう数字というのはなかなか示せないものなのでしょうか。そこをお伺いしたい。

加納議長
小林町長

町長、答弁求めます。

基準としては、生活保護基準というのが一応基準なのですけれども、具体的にはいろんな要素を勘案して決定をするということになるということですが、今回の国会のやりとりの中でも具体的な金額も含んで市町村に指示をしたいということですから、私ども今の段階でこれについての対象にするという数字的な基準については具体的に示されていないという状況であります。

加納議長
清水議員

再質問があれば。6番、清水議員。

町長からのそのような答弁でございますので、住民がどういう判断をするかという、そここのところが1つ大きな要素になってくるのですが、そここのところはなかなか出てきませんから水かけ論になりますから、それはおいておいて次に進みたいと思います。

それで、2点目について移りたいと思うのですが、個々の国税や社会保険料について、それを本人は今言ったようになかなか判断できないと思います。それで、同じことを繰り返すのですが、自分が生活保護基準の要件に該当するかもしれない、そういう人たちであっても滞納しないで納税している住民というのはいると思うのです。町長の答弁の中に最初の質問の中で26年から28年で15名が該当になっている

と。これは、あくまでも滞納された人たちです。滞納しなくても真面目に納税している。真面目にという、この表現はだめですね。滞納しないで納税したと。だけれども、その住民であってもここでいうところの納税義務に該当しないよという人たちはいないのですか。私はそのところを問いかけたのです。町長は、それは国が基準を示せないから、判断基準が示されていないから、それ調査することは難しいと。だから、住民から申告してくださいという回答になっているのですが、そういうふうに言ってしまったら、今私が言ったように本当はここでいうところの該当者なのかもしれない。国は判断基準を示していないというけれども、これ参議院の委員会の中で論戦しているのですが、それで生活保護の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれのある場合とは言っているのです。だから、やっぱり生活保護基準というのは重要なのです。

そこで、それではその金額はどれほどかというふうに聞いているわけですが、国はモデルケースを示しています。納税者本人月10万円、生計を一にする親族1人につき4万5,000円。ですから、2人世帯ですと14万5,000円です。3人だとさらに4万5,000円がプラスされますから、そういう数字になってくるのだと思うのです。これが一つのモデルケースなのです。それで、そのモデルケースの中から国税、住民税、社会保険料、これは国保税も含めてなのですが、この合計が月平均で6万2,500円、この金額も私土幌町の場合この金額になるのですかと言ったら、これもそう簡単に出せないと言うのです。そういうふうに言われました。この14万5,000円以下になってしまうので、納税義務を消滅させてしまうというふうになるのです。私が言いたいのは、だから繰り返しになりますけれども、そこなのです。そういう一つの判断は国から示されているのです。それで、私が問いかけているのは土幌町の場合幾らなのですかと。そういう数字が示されれば、納税者は判断できるでしょう。私は、この基準からいくとやっぱり納税しなくてもいいよねというふうになると思うのです。そういう人たちが納税されていませんかということを私は知りたいのです。多くの住民にそのことを知らせたいと思っています。それで、この質問を用意しました。質問の趣旨はそういうことなのです。そこをどうしても住民に知らせてあげるべきだと。町長が言うように納税者本人から申告、申し出してくださいという、納税相談に来てくださいということではなくて、一つの基準が示されるのではないですか。そのように思うのですが、町長はどんなふうに考えますか。

加納議長
小林町長

町長、答弁願います。

これ清水議員と私の見解の違いだと思うのですけれども、納税という観点からすれば、いろんなことがあっても納めれば納めていただくというのが税の趣旨ですから、ただ生活保護の基準だけでなく納

税できないというのはいろんな要素がありますよね。だから、それらを勘案して、私どもは指定をしていくということでもありますから、それはあくまでも納税者からぜひいろんな相談をいただいて、それに基づいて決定をしていくということでもありますけれども、今清水議員からいろいろ数値も示されたので、具体的な数値にかかわることについては町民課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長
辻町民
課長

町民課長。

町民課長、辻からお答えをさせていただきます。

先ほど清水議員が言われた1世帯当たり10万円ともう一人いらっしゃれば4万5,000円をプラスするというのは、徴収法の施行令、これについてはこれ以下になる場合については差し押さえをできないよというようなことになっている金額でございます。生活保護とはちょっと基準が違う金額だとは思っています。

以上でございます。

加納議長
清水議員

再質問があれば、6番、清水議員。

町長も先ほどおっしゃっているのですが、納税の義務は当然なのです。国民の3大義務のうちの一つですから、これはしっかりと住民の皆さんにも守っていただくと。これは当たり前のことです。しかし、今課長からありました。あくまでもこの基準にしているのは生活保護基準なのです、ここで明確に言っているわけですから。ですから、これはもう徴収法施行令に、34条に定める金額というものはあくまでもそういうことですよという金額でしょう。ですから、それはしっかりと指摘しておきたいというふうに思います。

それで、繰り返しになるのですが、そういう点での住民に事前にその数字を示すということは本当に難しいのです。概略といいますか、概略ではだめなのです。土幌の場合の基準というのはいやっぱあると思うのです。何人世帯の場合は、さまざまな要件があるにしても、一定のこういうのがありますよということで示されれば、それによって私はどうなのですかと住民の側から納税相談に来るのではないですか。その基準が示されなければ相談に来ようがないのです。私はそう思うのですが。何も基準を示さないで相談に来てくださいといったって難しいのではないですか。私が納税者だったらそうです。自分で所得税の計算するとき当然そうなりますから、何が引けるのかと一定の基準が示されなければ、その基準に基づいて計算するわけですから。だから、納税者にわかりやすく、こういうことですよというふうに提示することが親切ではないですか。そのように思うのですが、どうですか。

加納議長
小林町長

町長、答弁お願いします。

個々によっていろいろ該当要件というのは違う場合があるのだと思うのですが、ただこういう制度がありますよということについ

ては私どもも広報等で一回知らせて、考え方として例えばそういう基準があるとか、示せる基準についてはその中で示して行って、そういう該当になると思われる方についてはぜひ相談をしてくれというように今後町の広報、役場だよりの中で周知を徹底してまいりたいと思います。

加納議長 清水議員、再質問。

清水議員 ぜひ住民にそのように周知をさせていただきたいというふうに思います。

これ6月8日の参議院厚労委員会でこの問題について各市町村へ周知徹底をすると。滞納処分の執行停止ができる具体的な金額も含めて市町村に周知をしたい旨の回答があったというふうに言われているのですが、これもちょっとお伺いしているのですが、この通達が自治体にはまだ来ていないということなのですが、これは6月の8日ですから、国の制度というのはそれぐらい遅いのでしょうか、自治体に通達が来るとするのは。そこのところを確認したいのですが。

加納議長 町民課長。

辻町民課長 町民課長、辻よりお答えをさせていただきます。

清水議員が言われる制度等に関する通達については、現段階ではないものと認識しております。この通達があれば、町として業務でありますので、町民に周知し、厳正に進めていくこととなると思います。よろしく願いいたします。

加納議長 再質問があれば。清水議員。

清水議員 まだ来ていないということですので、一定の数字というものを課税世帯に通知すること自体、今の段階では難しいということのかなというふうに思いますが、それでこれは今後の対応をすべきことだということで提案したいと思うのですが、先ほどから申しているようにモデルケースに該当するというふうに思われるような住民、それをいなかどうかということ进行调查することは難しいというふうに町長は繰り返し言っているわけですが、そういうことも含めて今後行政の責任において一定のどういう形で周知をするかということ是非常に難しいかというふうに思うのですが、そういう何らかの形で納税者に周知するというのを徹底していただくということを求めて、私の質問を終わります。

加納議長 それでは、以上で清水秀雄議員の質問を終了させていただきます。

質問順位2番、大西米明議員。

大西議員 おはようございました。それでは、私は町長に対しまして第7期介護保険料等についてお聞きをいたします。

国の介護報酬改定がまだ定まっていないことから、最終確定は年明けになると思いますが、第7期介護保険事業計画、2018年から2020年度までの介護保険料の基準額は月額幾ら程度を見込んでいるのか、ま

た第6期計画で介護給付準備基金はどの程度残っているのか、町長に伺います。

加納議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

平成30年度から32年度の3カ年を計画期間とする第7期の介護保険事業計画については、現在土幌町保健医療福祉総合推進協議会に諮問しながら保険料の試算を行っているところであります。厚生労働省は、本年8月に平成32年度及び平成37年度における保険料とサービスの見込み量の推計を公表しており、平成32年度における保険料基準額は6,771円で、第6期の全国平均基準額5,514円から大幅に上昇するという見込みが試算されているところであります。

まず、本町におけるこれまでの介護保険料の基準額の推移については、第1期は3,360円、第2期は3,600円、第3期は3,800円、第4期は4,000円、第5期は4,800円、現在の第6期が5,100円ということで、介護給付の伸びとともに基準額も段階的に増加をしているところであります。

現在の第6期の介護保険料の算定に当たっては、平成29年度、今年度の被保険者数を1,898人、認定率を19.2%と算定して基準額を5,419円と試算したところでありますが、町の介護給付準備基金から2,000万円の繰り入れをして5,100円としたところであります。

次の第7期の試算についてであります。最終年の平成32年度の被保険者数を1,997人、認定率を19.6%と見込んでいるところであります。さらに、保険料の上昇要素として、介護保険の認定者及びサービス利用者の増加に伴う介護給付費の増加が見込まれるところであります。特に近隣自治体の有料老人ホームや介護老人保健施設への入所が増加傾向にあり、本年7月の被保険者1人当たりの施設サービス給付費では十勝管内で最も高くなっております。2点目としては、第1号被保険者の保険料負担率が現在は22%であります。2号被保険者との人数比率の変化により1%増の23%となることであります。これらの要素を勘案して介護保険料基準額を算定しますと、月額6,188円という試算になりました。

介護給付費準備基金については、平成28年度末残高が2,964万円で、平成29年度末で約2,000万円と見込んでおり、第7期の介護保険料の設定に当たっては3年間で基金から600万円を取り崩して月額6,100円の基準額となるよう現在検討しているところであります。

なお、現時点では介護報酬の改定額が公表されておりませんが、その改定の状況によっては保険料が増減する可能性があることを申し添えて、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長

再質問があれば許します。10番、大西議員。

大西議員	<p>今答弁いただきまして、第7期の保険料が6,100円ということで、前期より約1,000円上がると。私なんかもう土幌町の施設介護も、それから高齢者も大体1,900人前後で推移しているし、認定率も大体2割弱ぐらいだとしていけばそこまで上がるのかなという思いでしたが、これ見込みで6,100円になっているのだと思いますけれども、今までの土幌町の前期の見込みでつくったやつはどのぐらいになっているのか、何%になってきたのか、九十何%だと思いますけれども、どのぐらいの率できたのか、ちょっとお聞きします。</p>
加納議長 高木保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。 保健福祉課長の高木からお答えをいたします。 第6期の介護保険事業計画の中で、計画見込み値、保険給付プラス地域支援事業の金額に対する執行率といいますか、についてお答えいたします。平成27年度におきましては102.1%、平成28年度が98.7%、平成29年度、今年度でございますけれども、半年の実績と今後の見込みということで100.4%ということで、3年間通して計算をいたしますと同じく100.4%という執行率となっております。</p>
加納議長 大西議員	<p>以上でございます。 再質問があれば。10番、大西議員。 執行率が100.4ということ、見込みが大体ぴったり当たったのだなということで、そこだけ詳しく計算しての、だから第7期の6,100円も多分それだけきちっと出ているから、それほどの基金の残りは終わりにもないのかなというぐらいすばらしい計算をしているのだなということ、職員の皆さんに苦勞、敬意を表したいなと思いますけれども、いずれにしても6,100円というのは高額な金額になってきています。 それで、介護保険料の軽減措置って税金の軽減措置と同じようなことしかありませんので、これをどうしていったらいいのだと。一般会計から入れるか、もしくはそれ以外のもので下げる方法は一つもないのですけれども、まず軽減措置として土幌町は当初は介護保険料を5段階でやっていましたけれども、今細分化されて9段階になっていますよね。それで、一つの提案ですけれども、第1段階の人は80万円未満の方が1段階で、今回の7期では月2,745円ということでありますから、この中には月1万5,000円の年金以下の人、年間18万円以下の年金の人も含まれていると思うのです。ですから、この辺80万円未満の方というと国民年金の方が六十何万円ですから、そうするとその人と年金年間18万円以下の人と大体同率になっていますから、この辺の少しの細分割もあることによって低所得者の人の保険料も軽減できるのかなという思いもしますし、それから30万円未満の人が第8段階で、7期で9,150円ということで、それから9段階の人が300万円以上の方ということで、300万円というと学校でいえば就学援助の人が大体330万円ぐらいから就学援助当たりますから、そのぐらいの金額なのだろう</p>

うなど。その人が今回は保険料が毎月1万370円になると。ということになると、ちょっとこの辺も金額を500万円とか、高いところは帯広市あたりは15段階まで分けて最高1,000万円以上というようなのがありますから、そういうもう少しの細分割、上と下を変えることによって少し軽減できるのではないかなと思うのです。その辺は町長の腹一つだと思うのですけれども、どう考えますか、町長。

加納議長
小林町長

町長、答弁願います。

総額としては確保しなければならないのですけれども、所得バランスで今9段階でやっているのですけれども、その中で大西議員がおっしゃったようにもう少し調整する必要があるのかどうかということについては、今後の試算の中でちょっと検討させていただきたいと思えます。

加納議長
大西議員

再質問があれば、10番、大西議員。

即答といとなかなかこれ難しい問題ですけれども、それをやることによって軽減措置、これしか軽減措置する方法ってないのだと思うのです、町として。低所得者を少し少なくして、高額所得者から多少多くもらうという方法しかないのだと思っています。

それとあと、大して難しい問題ではないのですが、今回大きく上がっていったのは、施設介護だとか、そういうものが6,100円になっているとって高いなといつつも、士幌町の介護サービスがきちっと提供されている。反映されているから6,100円に上がっているのだと思うのです。ですから、士幌の住民、介護サービスを受けている方々には、これから傍聴者にも高齢者の人もおられますけれども、安心して老後を暮らせるのでないかなと。それが反面また6,100円に、高い保険料になるのはそれもいたし方ないことなのだろうなと思えますし、それから全国的に士幌町はもう1号被保険者ってそんなにふえていかないと思うのです。これから団塊の世代が終わってきたら、ある程度第2次ベビーブーム来る間20年ぐらいは少し下がっていくのだと思いますけれども、大都会がだんだん、だんだん1号被保険者がふえていくことによって、当初2000年の第1期のときには1号被保険者が17台で、2号が33から始まっているのです。每期ごとに1%ずつ上がってきて、今町長の答弁にもあったように来年度は7期には22%から23%になっていくということで、ふえた分だけで割合で約二百何十円、300円弱の保険料のプラスになってくる。これは、もうまるっきり士幌町の介護サービスに関係ないけれども、全国的な1号被保険者の増によってふえていくと。これは、ここあと何年かはそれは続いていくのだと思いますけれども、そういう以外は士幌のサービスが全部うまく供給されているのだなと思っています。

それで、あと町長が議会で私の質問に対してどこまでが限界なのだという質問をしたときに5,000円ぐらいという話をしたのは町長は覚

えているのだと思いますが、私も何回もそれは繰り返し尋ねています。それで、議会の発言は重要であります。そこで、町長、一般会計から入れることをどう考えるか。厚労省は好ましくないよと言っているけれども、ペナルティーはないし、北海道でも北斗市みたく年間2億円も投入したということもありますので、そういうことを考えて、ここは町長の腹一つなのだろうなと思っていますし、財政のこともありますけれども、その辺はどう考えるのか。今まで1期ごとに基金を取り崩してきましたよね。4期で1,500万円、それで300円下げた。5期で2,100万円460円下げた。6期で今言う2,000万円入れて319円下げたのですけれども、7期については600万円88円しか下げていないのです。ですから、一般会計から投入しないと6期の一番高い6,100円になったときに600万円の基金取り崩しだけでいいのかなという思いがあるのですけれども、町長はその辺の腹づもりはどう考えていますか。

加納議長
小林町長

町長、答弁を求めます。

まず、保険料が上がるというのは、やっぱりサービスの必要量が大きいから保険料もそこへ反映するという、そういう構造であります。具体的に言ったら、今年7月の状況を見ますと本町は施設サービスが十勝管内で一番高いと。1万4,407円ということでありましてけれども、一番安い更別村が4,000円ですから、実に1万円高いという、そういう状況でありますから、本町の保険料が高くなる、上がる要素というのは施設介護が多いということなのですけれども、それはサービスの量、質が多いということですから、評価でそういうことに反映をしていくということなのでありますけれども、そういうことで今後いろんな形でサービスを検討していくとすれば、施設介護から在宅介護にどういう転換をしていくということを構造を町としてはいろんな関係の皆さんと一緒に検討しなければならないという、そういう状況であります。

それから2点目に、5,000円の話があったのでありますけれども、たしか第4期の話で、これは私が5,000円と言ったのではなくて、全体的に国も含めて5,000円だろうというふうに言われたので、一般的には5,000円だよというふうに話を議会ですべていただいたと思うのですけれども、当時そのころでも既に5,000円を超えている市町村があって、十勝管内でも芽室町が5,000円を超えているという状況でありますけれども、今多くの町村は5,000円を超えているところでありまして、先ほどお答えしたように国の基準の中でも既に32年度では6,700円、37年度は8,100円になるということですから、5,000円ではなくてももう少し上がっていくということなのでありますけれども、それから一般会計から出すかどうかということについては、国については基本的には国の考え方もそうですし、私どもも一般会計から繰り出す

ということについては当面は考えないでいきたい、そういうふう思っているところであります。

あと、安くする方法ということでもありますけれども、先ほどの階層区分ということもあるのでありますけれども、もう一つ制度的なことを言えば安定化基金から繰り入れるという、そういうことでもありますけれども、ただ安定化基金から繰り入れた場合に次期で償還をしなければならないということですから、次期の保険料がぐっと上がるということも考えられまして、あと十勝管内で今回いろいろ試算それぞれ、現在十勝管内の第6期が5,300円くらいです、平均が。全体的に上がる場所も下がる場所もあるのでありますけれども、一番多く上がる場所では1,500円くらい上がるという見込みがされているところもありますから、恐らく6,000円台というのも相当出てくるのではないかと思うところでもありますけれども、そんな状況の中では一般会計からは繰り入れることについては慎重に対応していきたいと思っておりますけれども、ただ負担が上がりますから、ぜひ低所得者の負担が大きくなるようなことをいろんな角度から検討していきたいというふうに思っています。

加納議長
大西議員

再質問があれば。大西議員。

なかなか町長もうまいことを言って5,000円のやつは私の考えでないみたいな話になってきたけれども、町長、こういう策はどうですか。今回基金の残が2,000万円ありますよね。それを全部取り崩す。そうすると、大体5,900円くらいで保険料はおさまるのかなと思うのです。そうすることによって、6,100円より5,900円という何か売り出しの980円が安いよみたいな話になるかもしれませんけれども、5,000円台と6,000円台だと住民感情的には違うのかなと。それで、基金を全部取り崩すことによって安くはできます。それで、この3年間で入ってきますから、金はちゃんと。足りなくなって取り崩す。今までも基金を取り崩すこともあったり、なかったりはするのですけれども、大体今までも取り崩しているのは保険料下げるためにやったことであって、途中3年間でそれほど、取り崩すこともあるけれども、ないときもありますから、今回全部取り崩して、町長の言う道の安定化基金借りると次の3年後に全部払うとなると相当高くなりますから、それはもうぜひ避けてほしいと思っておりますけれども、十勝管内でも今回何町村か安定化基金借りるところありますけれども、それを万が一基金を取り崩さなければならないような状態になったときに、このときに一般会計から貸し出すと、入れるというような方策はとれないのかな。今一般会計から入れますよと言わなくても、3年間でどれだけの、今までも基金の2,000万円から取り崩したりなんかすることがあったりなかったりするわけですから、2,000万円取り崩して保険料を5,900円にしても、万が一足りないときに一般会計から入れると。そこから一般会計から

投入するという形にしておいてくれば、2,000万円取り崩せるのですよね。だから、町長の一般会計から入れたくないという思いと私たち町民の少しでも安くしてほしいから一般会計から少し入れてほしいという思いが何か折衷案みたいな、入れるか入れないかわからないのですけれども、それだと5,900円まで落とせるのかなという私なりの考えです。ですから、町長、今急に聞いてどうだと言われても即答できるかどうかわかりませんけれども、私の案どうですか。

加納議長
小林町長

町長。

今後国の介護報酬の改定額が決まり次第、具体的に6,100円にするか、6,000円にする、5,900円にするのかという詰めの検討をしながらも議会とも協議させていただくのでありますけれども、その中で制度的には基金は少し持っていないと、事業の安定化からすると持っていたいと幾分あるのですけれども、全部崩すのではないのですけれども、何ぼか崩して少し下げるといふ方向にするかどうかということについては、今後の詰めの作業の中で検討させていただきたいというふうに思うところであります。

加納議長
大西議員

再質問があれば。10番、大西議員。

私が自分で自画自賛してもしようがないけれども、こういう方法しかないのかと思っていますし、本当に安定化基金に、道のやつにしても1期、2期、3期で0.5、0.5、0.1で、うちの積み立てって600万円弱だと思うのです。あの当時の介護保険会計が4億円ちょいですから、その0.5、0.5で大体1%ですから、400万円から500万円。それで、0.1ですから、3期でとってあといっぱいになったからということにとらなくなって、この間五百何十万円還付されましたよね、答弁書に書いてあったと思いますけれども。それで、100円下げたのですけれども、あれだけ来たら土幌町の出している安定化基金はもうなくなったのかなと思っていますけれども、課長、わかりますか。安定化基金に0.5、0.5の0.1と3期にわたって出して、4期目からは出していないようですから、何ぼ出したかとわからなければ。わからないの。わかりました。

ですから、安定化基金はまず借りることはもう絶対だめだと思いますけれども、ぜひ基金を取り崩す。もし万が一のときには一般会計から出すぐらいの腹を持ってくれないと、これからどんどん次の8期には全国平均8,000円にもなりますよなんていうと、今一番高い1万円を超えると、国民年金の人で2カ月に13万円そこその年金をもらって、そして介護保険料2万円引かれるのですよね。11万円しかないのですよね。そうすると、生保に変わらないぐらいなのです。そうなるとかわいそうですから、なるべく少しでも安くして、サービスは充実させてもらおうと。これは、ちょっと難しい話かもしれませんが。

それと、前期で所得の多い人については介護サービスの負担が15年

までは1割負担でしたが、前期については高所得の人については2割負担ということになって、今回から2割負担の人が3割負担になるということですが、前回の2割負担の人って何人ぐらい。介護認定受けていない、サービスを受けていない人は全然関係ありませんけれども、介護認定を受けている、大体三百何ぼですか、1,900人の19.何%、約2割ですか。約三百五、六十人の中で2割負担になった人は何名ぐらいいますか。

加納議長
高木保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、高木よりお答えをいたします。

現在の介護の認定者のうちで2割負担となっている方は、今認定者数が340でございますけれども、2割の方が13人でございます。来年度からさらに所得の高い方については3割負担になるということで、確認をしてみましたところ、現在の所得でいきますと4名の方が3割負担が適用されるという状況でございます。

以上であります。

加納議長
大西議員

再質問があれば。10番、大西議員。

今回の介護保険の改正ですので、その前にちょっと聞きたいのですが、福祉用具の貸与についてはこれはいいのですが、今度新しい介護保険施設、介護医療院というのはこの資料では慢性的な医療や介護ニーズがふえることにもつながって、介護保険施設と介護医療院に分けて、そこで言ってみれば病院みたいなものです。前の病院の介護療養型のようなものをつくるということなのですが、何か国も4、5年前に介護療養型は、それは介護施設でやればいいのだということで廃止したが、またこれを復活してくるのですが、土幌なんかももしそれができるとすれば、今回病院改革の中で10床減らすということであればその10床をこれに充てられないのか。この要件見ると、医療法人とか地方公共団体の社会福祉法人などができるということになっていきますから、10床何とかそういう形でできないのかなと。ちょっと検討する余地あるのかなと思いますけれども、町長、どうですか。

加納議長
小林町長

町長、答弁を求めます。

介護医療院については、国も考え方を示しているのですけれども、私どもも内部検討は今しているのですけれども、まだちょっと具体的にいろんな基準だとか数値が示されていないので、今後病院の病床数をふやすことにあわせて少し具体的に検討してみたいと思います。

加納議長
大西議員

大西議員。

介護サービス、施設サービスが多いので、介護保険料高くなると町長も言いましたけれども、こういうまたつくと介護保険に返ってくるのかなと思っておりますけれども、今まで私がそうなのだと思っていたやつが今回高木課長によく聞いてみますと、私は施設介護の老健施設は一月45円、それからグループホームが25円、それから特養が35円、

1号被保険者に毎月かかるという説明を昔にもらっていたけれども、今回試算してみると大分また安くなって、グループホームが29円、それから老健施設が31円、それから特養が25円50銭ということで、昔から見ると大分安くなっているということは、それだけ多くの人が使っているから割ると安くなったのかなと思いますけれども、これは議員の皆さんも町民に説明するときにはぜひこのぐらいのやつは、1人入ることによって、言ってみれば土幌の特養には約80人近く町民が入っていることによって、その分の約26円が1号被保険者みんなで支え合っているのだと。保険というのは趣旨はみんなで支え合うということが基本でありますから、高くなってもこれやむを得ぬといいながらも、限度がありますから。そういうみんなで施設介護をしても安心して土幌町に住んでよかったという町になるためには、保険料が多少高くてもこれはやむを得ぬ。それだけサービスが徹底されている町なのだということを町としても定住促進や何かのためにもぜひこれを大きくPRしてもらわないと、ただただ保険料が高いよという裏返しはそういうことなのだということをPRして、余り年寄りばかり集めてもまたどうかと思いますけれども、それでもやっぱり人口ふやすためにはそういうこと、安定して土幌町に住んでいれば医療についても介護についてもほかの町から見たら絶対サービスいいのだということを、そしてまたふるさと納税や何かにもそういうものを使ってでも何か町のこういう一つのシンボルに出す。今回もテレビ見ていましたら、ふるさと納税で群馬県でしたか、タイガーマスクの運動を推進すると。それで、施設で養護院にいる子供たちを支援するやつがグランプリに入りましたけれども、やはり今回の介護保険や何かにもそういうものを入れて、サービスは高いけれども、ふるさと納税の金をそういうところに入れて、住民には安くする、来た人にはサービスはきちっと徹底してやりますよというようなまちづくりをぜひ町長、してほしいと思いますし、私の提案ですが、そういう9段階を10、11にふやしてもらって軽減措置、それから基金を取り崩して、どうか6,100円を5,900円ぐらいに下げしてほしいと。万が一のときには一般会計から繰り入れるぐらいのことはやっぱり腹太く持ってやっていただきたいなと思います。

加納議長

そんなことで時間も来ましたので、これで終わらせていただきます。

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次回は明日13日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。

(午前10時55分)